本号で公布された法令のあらまし

◇社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（政令第一九一号）（厚生労働省）

一　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正関係

1　国民年金の任意脱退の規定の適用に関し、国民年金の被保険者期間とみなされる相手国期間について、社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定（以下「アイルランド協定」という。）に係る相手国期間を追加することとした。

2　障害手当金の納付要件を満たさない場合に考慮する相手国期間について、社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定（以下「スペイン協定」という。）及びアイルランド協定に係る相手国期間を追加することとした。

3　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の規定を適用することにより支給する給付等について、スペイン協定及びアイルランド協定については、公的年金被保険者等であった期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付等の額を計算するものとするとともに、当該按分率の基礎となる相手国期間の範囲について定めることとした。

二　社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令等の一部改正関係

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令、社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令について、一の3に準じた改正を行うこととした。

三　この政令は、スペイン協定の実施に係る規定についてはスペイン協定の効力発生の日、アイルランド協定の実施に係る規定についてはアイルランド協定の効力発生の日から施行することとした。

政　令

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年九月一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百九十一号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

第一条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号に次のように加える。

ハ　スペイン協定　スペインの国籍を有する船舶において就労した期間としてスペイン実施機関が確認した期間

第二条第四十一号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号に次のように加える。

ニ　スペイン協定　坑内の作業に従事した期間としてスペイン実施機関が確認した期間

第二条に次の二号を加える。

五十一　スペイン協定又はスペイン実施機関　それぞれ社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定又はスペイン協定第一条1(d)に規定するスペインの実施機関をいう。

五十二　アイルランド協定又はアイルランド実施機関　それぞれ社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定又はアイルランド協定第一条1(e)に規定するアイルランドの実施機関をいう。

第二十一条第一項に次の一号を加える。

七　アイルランド協定

第三十四条に次の二号を加える。

七　スペイン協定

八　アイルランド協定

第三十五条、第三十八条及び第四十条中「又はチェコ協定」を「、チェコ協定又はアイルランド協定」に改める。

第六十一条に次の二号を加える。

五　スペイン協定

六　アイルランド協定

第七十二条に次の二号を加える。

五　スペイン協定

六　アイルランド協定